

# 大分県報

令和六年  
号外（八二）  
十二月二十三日

（月曜日）

## 目次

### 規則

- 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正……………一  
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定……………八  
災害救助法施行細則の一部改正……………八  
大分県養蜂振興法施行細則の一部改正……………八  
大分県民の森における公の施設利用規則の一部改正……………一〇  
大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………一〇

### ○規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五十七号

#### 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（昭和三十二年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

令和六年十二月二十三日

大分県報号外（規則）

## 別表第一（第二条関係）

## イ 技能労務職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,100	228,600	245,500	277,800	299,400
	2	168,300	229,400	246,300	278,800	301,200
	3	169,400	230,200	247,100	279,800	302,800
	4	170,500	231,000	247,800	280,700	304,400
	5	171,800	231,700	248,500	281,400	305,600
	6	173,000	232,500	249,600	282,200	306,600
	7	174,200	233,300	250,600	282,900	307,500
	8	175,500	234,100	251,600	283,600	308,300
	9	176,500	234,900	252,600	284,200	309,300
	10	177,700	235,600	253,800	284,800	310,700
	11	179,000	236,300	254,900	285,400	312,000
	12	180,200	237,000	256,000	286,000	313,200
	13	181,300	237,700	257,100	286,600	314,200
	14	182,500	238,300	258,100	287,200	315,400
	15	183,800	238,900	259,000	287,800	316,600
	16	185,100	239,500	259,500	288,300	317,700
	17	186,400	240,100	260,100	288,800	318,800
	18	188,100	240,700	260,500	289,300	319,900
	19	189,800	241,300	260,900	289,800	321,000
	20	191,500	241,800	261,400	290,200	322,100
	21	193,200	242,300	261,900	290,600	323,100
	22	194,900	242,800	262,400	291,000	324,200
	23	196,500	243,300	262,900	291,400	325,300
	24	198,100	243,800	263,500	291,800	326,400
	25	199,700	244,300	264,300	292,200	327,400
	26	201,200	244,800	264,900	292,600	328,500
	27	202,800	245,200	265,500	293,000	329,600
	28	204,300	245,700	266,300	293,400	330,600
	29	205,800	246,300	267,100	293,800	331,600
	30	207,300	246,800	267,800	294,200	332,600
	31	208,800	247,300	268,400	294,600	333,600
	32	210,300	247,700	269,200	295,000	334,600
	33	211,800	248,100	270,000	295,400	335,700
	34	213,200	248,600	270,700	295,900	336,600
	35	214,600	249,100	271,400	296,400	337,700
	36	216,000	249,500	272,100	296,900	338,700
	37	217,400	249,900	272,800	297,400	339,700
	38	218,500	250,400	273,500	297,900	340,700
	39	219,600	250,900	274,200	298,400	341,700
	40	220,700	251,300	274,900	298,900	342,600
	41	221,700	251,700	275,600	299,400	343,500
	42	222,600	252,200	276,300	300,100	344,400
	43	223,500	252,700	276,900	300,700	345,300
	44	224,400	253,100	277,500	301,400	346,200
	45	225,300	253,500	278,000	302,000	347,100
	46	226,100	253,900	278,500	302,600	348,100
	47	226,900	254,300	279,000	303,200	349,100
	48	227,700	254,700	279,500	303,700	350,000
	49	228,600	255,200	280,000	304,200	350,900

令和六年十二月二十三日

大分県報号外（規則）

二

令和六年十二月二十三日

大分県報号外(規則)

三

50	229,300	255,600	280,500	304,800	351,800
51	230,000	256,000	281,000	305,400	352,700
52	230,700	256,400	281,400	306,000	353,500
53	231,400	256,800	281,900	306,600	354,300
54	232,000	257,200	282,400	307,300	355,100
55	232,600	257,600	282,800	308,000	355,900
56	233,200	258,000	283,300	308,800	356,600
57	233,900	258,300	283,700	309,400	357,300
58	234,400	258,700	284,200	310,100	358,100
59	234,900	259,100	284,700	310,800	358,900
60	235,400	259,400	285,200	311,400	359,500
61	235,900	259,700	285,700	312,000	360,200
62	236,300	260,100	286,300	312,700	360,800
63	236,700	260,500	286,900	313,400	361,500
64	237,100	260,800	287,500	314,000	362,200
65	237,500	261,100	288,100	314,500	362,900
66	237,800	261,400	288,700	315,000	363,400
67	238,100	261,700	289,300	315,600	363,900
68	238,400	261,900	289,900	316,200	364,400
69	238,700	262,100	290,400	316,800	364,800
70	239,000	262,400	290,900	317,200	
71	239,300	262,700	291,400	317,700	
72	239,600	262,900	291,900	318,200	
73	239,800	263,100	292,400	318,500	
74	240,100	263,400	292,900	319,000	
75	240,400	263,700	293,300	319,500	
76	240,600	263,900	293,700	319,900	
77	240,800	264,100	294,100	320,100	
78	241,100	264,400	294,500	320,400	
79	241,400	264,700	294,900	320,600	
80	241,600	264,900	295,300	320,900	
81	241,800	265,100	295,700	321,200	
82	242,100	265,400	296,100	321,500	
83	242,400	265,700	296,500	321,800	
84	242,600	265,900	297,000	322,000	
85	242,800	266,100	297,300	322,200	
86	243,100	266,300	297,800	322,500	
87	243,400	266,600	298,300	322,800	
88	243,600	266,900	298,800	323,000	
89	243,800	267,100	299,100	323,200	
90	244,100	267,300	299,600	323,500	
91	244,400	267,600	300,100	323,800	
92	244,600	267,800	300,400	324,100	
93	244,800	268,100	300,800	324,300	
94	245,100	268,400	301,300	324,600	
95	245,400	268,700	301,800	324,900	
96	245,600	268,900	302,300	325,100	
97	245,800	269,100	302,600	325,300	
98	246,100	269,400	303,000	325,600	
99	246,300	269,600	303,500	325,900	
100	246,600	269,900	304,000	326,100	
101	246,800	270,100	304,400	326,300	
102	247,000	270,300	304,800		
103	247,300	270,600	305,100		
104	247,600	270,900	305,400		
105	247,800	271,100	305,700		

	106	248,100	271,300	306,100		
	107	248,400	271,600	306,400		
	108	248,600	271,800	306,800		
	109	248,800	272,100	307,100		
	110	249,100	272,400	307,500		
	111	249,400	272,700	307,900		
	112	249,600	272,900	308,200		
	113	249,800	273,100	308,400		
	114	250,100	273,400	308,800		
	115	250,400	273,600	309,100		
	116	250,600	273,800	309,300		
	117	250,800	274,100	309,500		
	118	251,100	274,400	309,800		
	119	251,400	274,700	310,100		
	120	251,600	274,900	310,300		
	121	251,800	275,100	310,500		
	122		275,300	310,800		
	123		275,600	311,100		
	124		275,900	311,300		
	125		276,100	311,500		
	126		276,300	311,800		
	127		276,600	312,100		
	128		276,900	312,300		
	129		277,100	312,500		
	130		277,300	312,800		
	131		277,600	313,100		
	132		277,900	313,300		
	133		278,100	313,500		
	134		278,300			
	135		278,600			
	136		278,900			
	137		279,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		198,600	209,800	228,400	249,500	280,800

備考 この表は、平成29年4月1日以後に職員となった農業技術員（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、定年前再任用短時間勤務職員となった日の前日にこの表の適用を受けていたものに限る。）に適用する。

ロ 技能労務職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	175,200	262,300	263,000	286,000	308,300
	2	176,300	263,300	264,900	287,500	309,800
	3	177,500	264,300	266,800	288,800	311,200
	4	178,600	265,300	268,700	290,200	312,500
	5	179,700	266,300	270,600	291,500	313,800
	6	180,800	267,300	272,500	292,800	315,300
	7	182,000	268,300	274,400	294,200	316,700
	8	183,100	269,300	276,300	295,500	318,200
	9	184,200	270,300	278,200	296,700	319,600
	10	185,300	271,300	280,100	298,000	321,300
	11	186,500	272,300	282,100	299,200	323,000
	12	187,600	273,300	284,000	300,500	324,600
	13	188,700	274,300	285,900	301,700	326,200
	14	190,400	275,300	287,800	302,900	327,900
	15	192,000	276,300	289,700	303,900	329,600
	16	193,600	277,400	291,600	305,100	331,200
	17	195,200	278,400	293,500	306,300	332,700
	18	196,900	279,700	294,500	307,800	334,400
	19	198,500	281,000	295,500	309,300	336,200
	20	200,100	282,300	296,600	310,800	337,800
	21	201,800	283,600	297,700	312,200	339,200
	22	203,500	284,900	298,900	313,600	340,900
	23	205,200	286,100	300,000	315,100	342,600
	24	206,900	287,300	301,200	316,500	344,100
	25	208,200	288,400	302,400	317,900	345,600
	26	209,800	289,600	303,700	319,400	347,200
	27	211,400	290,900	305,000	320,900	348,800
	28	212,900	292,200	306,300	322,200	350,400
	29	214,400	294,100	307,600	323,400	351,900
	30	216,000	296,000	309,000	324,900	353,500
	31	217,600	297,900	310,300	326,400	355,200
	32	219,200	299,800	311,600	327,800	356,800
	33	220,800	301,700	312,900	329,000	358,400
	34	222,500	303,600	314,200	330,600	360,000
	35	223,800	305,500	315,500	332,100	361,600
	36	225,100	307,400	316,600	333,500	363,200
	37	226,400	309,400	317,500	334,900	364,700
	38	227,500	311,300	318,800	336,300	365,700
	39	228,700	313,200	320,100	337,700	366,800
	40	229,800	315,100	321,400	339,000	368,000
	41	230,900	317,000	322,600	340,200	369,000
	42	232,400	318,900	323,900	341,600	370,000
	43	233,900	320,800	325,100	342,800	371,000
	44	235,400	322,700	326,300	344,100	372,000
	45	236,900	324,600	327,600	345,300	372,900
	46	238,400	326,500	328,700	346,200	373,700
	47	239,900	328,400	329,800	347,200	374,500
	48	241,400	330,300	330,900	348,200	375,200
	49	242,900	332,200	331,600	349,400	375,800

令和六年十二月二十三日

大分県報号外（規則）

定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以 外の 職員	50	244,300	334,100	332,500	350,100	376,500
	51	245,700	336,100	333,200	351,000	377,200
	52	247,100	338,000	334,000	351,800	377,900
	53	248,300	339,900	334,800	352,500	378,400
	54	249,500	341,800	335,200	353,300	379,100
	55	250,700	343,700	335,900	354,000	379,800
	56	251,900	345,600	336,600	354,800	380,500
	57	253,000	347,500	337,400	355,400	380,900
	58	254,100	349,400	338,100	356,000	381,400
	59	255,300	351,300	338,800	356,600	382,000
	60	256,400	353,200	339,400	357,100	382,700
	61	257,400	355,100	339,900	357,500	383,000
	62	258,400		340,500	358,000	383,600
	63	259,400		341,000	358,600	384,300
	64	260,400		341,600	359,200	384,800
	65	261,400		341,900	359,500	385,200
	66	262,300		342,400	360,100	385,800
	67	263,200		342,800	360,600	386,400
	68	264,100		343,200	361,100	386,900
	69	264,900		343,600	361,400	387,300
	70	265,700		344,100	361,900	387,900
	71	266,500		344,600	362,500	388,400
	72	267,300		345,100	363,000	388,800
	73	268,000		345,400	363,200	389,300
	74	268,800		345,800	363,700	389,700
75	269,600		346,200	364,300	390,100	
76	270,300		346,600	364,800	390,500	
77	271,000		346,900	365,100	390,900	
78	271,800		347,300	365,500	391,300	
79	272,600		347,700	366,000	391,600	
80	273,300		348,100	366,400	391,900	
81	274,000		348,300	366,800	392,200	
82	274,800		348,700	367,300	392,600	
83	275,600		349,100	367,800	392,900	
84	276,300		349,500	368,100	393,200	
85	277,000		349,700	368,600	393,500	
86	277,700		350,100	369,000	393,900	
87	278,400		350,500	369,400	394,200	
88	279,100		350,800	369,800	394,500	
89	279,800		351,100	370,300	394,800	
90	280,500		351,500	370,700	395,200	
91	281,200		351,900	371,100	395,500	
92	282,000		352,300	371,400	395,800	
93	282,600		352,800	371,800	396,100	
94	283,300		353,200	372,200		
95	283,900		353,600	372,600		
96	284,600		354,000	372,900		
97	285,200		354,500	373,300		
98	285,900		354,900	373,700		
99	286,500		355,200	374,100		
100	287,200		355,500	374,400		
101	287,800		356,000	374,800		
102	288,500		356,400	375,200		
103	289,100		356,700	375,600		
104	289,600		357,000	375,900		
105	290,100		357,500	376,300		

令和六年十二月二十三日

大分県報号外(規則)

令和六年十二月二十三日

	106	290,700		357,900		
	107	291,200		358,200		
	108	291,800		358,500		
	109	292,300		359,000		
	110	292,800		359,400		
	111	293,400		359,700		
	112	294,000		360,000		
	113	294,500		360,500		
	114	295,000				
	115	295,400				
	116	295,700				
	117	295,900				
	118	296,200				
	119	296,400				
	120	296,700				
	121	296,900				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額					
						円 251,900

備考 この表は、技能労務職給料表（一）の適用を受けない職員に適用する。

大分県報号外（規則）

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。  
(一般職員の例による取扱い)
- 2 職員の給料の切替え及びその切替えに伴う措置その他この規則の施行に關し必要な事項については、一般職員の例による。

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五十八号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和六年大分県条例第四十五号)の施行期日は、令和六年十二月二十三日とする。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五十九号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年大分県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の(二)中「仮小屋を設置し、天幕を設営し」を「移動可能な施設、車両等を設置し」に改め、同表の一の(三)中「三四〇円」を「三五〇円」に改め、同表の一の(一)の(2)中「六、七七五、〇〇〇円」を「六、八八三、〇〇〇円」に改め、同表の一の(三)中「一、二三〇円」を「一、三三〇円」に改め、同表の三の(三)のイの表中「一九、二〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「二四、六〇〇円」を「二五、四〇〇円」に、「三六、五〇〇円」を「三七、七〇〇円」に、「四三、六〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に、「五五、二〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「三一、八〇〇円」を「三二、八〇〇円」に、「四一、一〇〇円」を「四二、四〇〇円」に、「五七、二

〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に、「六六、九〇〇円」を「六九、〇〇〇円」に、「八四、三〇〇円」を「八七、〇〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同表の三の(三)のロの表中「六、三〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一五、九〇〇円」に、「一九、四〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一三、六〇〇円」に、「一八、八〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、「二八、一〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改め、同表の六の(一)中「五〇、〇〇〇円」を「五一、五〇〇円」に改め、同表の六の(二)の(1)中「七〇六、〇〇〇円」を「七一七、〇〇〇円」に改め、同表の六の(二)の(2)中「三四三、〇〇〇円」を「三四八、〇〇〇円」に改め、同表の八の(三)の(2)中「四、八〇〇円」を「五、二〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改め、同表の九の(三)中「二一九、一〇〇円」を「二二六、一〇〇円」に、「一七五、二〇〇円」を「一八〇、八〇〇円」に改め、同表の十の(二)の(1)中「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同表の十の(2)の(2)中「五、五〇〇円」を「五、七〇〇円」に改め、同表の十一の(二)中「一三八、七〇〇円」を「一四〇、〇〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和六年七月九日から適用する。

大分県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第六十号

大分県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

大分県養蜂振興法施行細則(昭和三十一年大分県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「規則」という。」を削る。

第一号様式中「代表者氏名

」を「代表者氏名」に

副 署 長 兼 課 長

副 署 長 兼 課 長



や	じ
(うち日本蜜蜂 )	

飼育予定 最大計画蜂群数	飼育予定 最大計画蜂群数
や	じ
(うち日本蜜蜂 )	(うち日本蜜蜂 )
(うち日本蜜蜂 )	(うち日本蜜蜂 )

【備考】

- (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- (2) 電話番号は、常時連絡が取れる番号（携帯電話番号が望ましい。）を記入してください。
- (3) 飼育計画は、1月1日から12月31日までに記入してください。
- (4) 飼育場所は、字、番地まで記入してください。ただし、字、番地が明らかでないときは、飼育場所が特定できる地図を添付することでこれらの記入に代えることができます。
- (5) 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用します。

【備考】

- (1) 電話番号は、常時連絡が取れる番号（携帯電話番号が望ましい。）を記入してください。
- (2) 飼育計画は、1月1日から12月31日までに記入してください。
- (3) 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入してください。なお、地図の添付等でも可とします。

(4) 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用します。

【提出に当たつての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たつては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。

本届出の提出後、同条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

【記入例】

代表者氏名「代表者氏名」印「代表者氏名」  
 電話番号「電話番号」や「電話番号」  
 転飼しようとする場所「転飼しようとする場所（字、番地まで記入）」や「転飼しようとする場所」

転飼蜂群数	転飼蜂群数
や	じ
(うち日本蜜蜂 )	(うち日本蜜蜂 )
(うち日本蜜蜂 )	(うち日本蜜蜂 )

【備考】

- (1) 電話番号は、常時連絡が取れる番号（携帯電話番号が望ましい。）を記入してください。
- (2) 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入してください。なお、地図の添付等でも可とします。
- (3) 本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害

の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用します。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県民の森における公の施設利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第六十一号

大分県民の森における公の施設利用規則の一部を改正する規則

大分県民の森における公の施設利用規則（昭和六十年大分県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の大分県青少年の森の項中「月曜日」を「火曜日」に改め、同表の大分県平成森林公園の項中「まで（）」の下に「火曜日並びに」を加え、同条第二項の表の大分県青少年の森の項を次のように改める。

大分県青少年の森	
自転車 レクチャールーム	午前八時三十分から午後四時三十分まで
展示館	午前九時三十分から午後四時三十分まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第六十二号

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部中

宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事許可申請手数料

宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事変更許可申請手数料

宅地造成等工事規制区域内における宅地造成又は特定盛土等工事中間検査手数料

特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料

特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料

特定盛土等規制区域内における特定盛土等工事中間検査手数料

に改め、

宅地造成工事許可申請手数料  
宅地造成工事変更許可申請手数料

を

免許証更新手数料

を

特定免許情報記録手数料  
免許証等更新手数料

に、

運転経歴証明書再  
交付手数料

を

運転経歴証明書再交付手数料  
運転経歴情報記録手数料

に、「及び第十号」を「第十号及び第十四号」に改め

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表の租税特別措置法関係事務の部の改正規定及び運転免許関係事務の部の改正規定（「及び第十号」を「、第十号及び第十四号」に改める部分に限る。） 公布の日
- 二 別表の運転免許関係事務の部の改正規定（前号に掲げる部分を除く。） 令和七年三月二十四日
- 三 別表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務の部の改正規定 令和七年四月一日
- 四 別表の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部の改正規定 令和七年五月一日